

# 江戸川区水辺のスポーツガーデン条例施行規則

平成二十年十二月十日規則第八十二号

## 改正

平成二六年 三月二〇日規則第一七号

# 江戸川区水辺のスポーツガーデン条例施行規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区水辺のスポーツガーデン条例（平成二十年十二月江戸川区条例第三十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (開場時間)

第二条 江戸川区水辺のスポーツガーデン（以下「水辺のスポーツガーデン」という。）の開場時間は、午前六時から午後十時までの間において、条例第十五条の規定により区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が区長の承認を得て定める。

### (休場日)

第三条 水辺のスポーツガーデンの休場日は、一月一日から同月三日まで及び十二月三十一日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

### (利用時間)

第四条 水辺のスポーツガーデンの利用時間は、第二条に定める開場時間の範囲内で指定管理者が定めるものとする。ただし、指定管理者は区長の承認を得て、変更することができる。

2 利用時間は、指定管理者の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

### (利用料金)

第五条 条例第七条第二項に規定する付帯設備、備付器具及びその利用料金は、別表第一に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

### (利用申請)

第六条 水辺のスポーツガーデンの施設、付帯設備及び備付器具を貸切利用しようとする者は、指定管理者に利用の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 前項の利用の申請の受付時期は、別に区長が定める。

3 前項の規定にかかわらず、区主催又は共催事業等で利用する場合で、区長が必要と認めた場合は、受付時期前に受け付けることができる。

4 条例別表第二に規定するローラーコートを一般公開利用しようとする者は、利用料金と引換えに利用券の交付を受けなければならない。

(利用承認)

第七条 指定管理者は、前条第一項の申請につき、その利用を承認するときは、申請の順序により、利用を承認する。ただし、同時に申請があったときは、抽選により受付の順序を決定する。

(承認の変更等)

第八条 前条の規定により利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)が、利用条件の変更をし、又は利用の取消しをしようとするときは、指定管理者に申し出なければならない。

(利用制限の通知)

第九条 指定管理者は、条例第十条の規定により利用承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、利用者に対して利用制限通知書により通知するものとする。

(利用料金の還付)

第十条 条例第八条ただし書に規定する特別の理由により還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、還付する額は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第十条第三号の規定により、利用承認を取り消したとき 施設の利用料金 全額
- 二 利用者の責任によらない理由によって利用できないとき 施設の利用料金 全額
- 三 利用日の三十日前までに第八条の規定による取消しの申出があり、利用の取消しに相当の理由があると認められるとき 施設の利用料金 五割相当額
- 四 利用者の責任によらない理由によって利用承認時間の二分の一以上を利用できないとき 施設の利用料金 全額

2 付帯設備及び備付器具の利用料金の還付については、前項各号の規定を準用する。

3 前二項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用承認書又は利用券を添えて、利用料金還付請求書を指定管理者に提出しなければならない。

一部改正〔平成二六年規則一七号〕

(禁止行為)

第十一条 利用者は、次の行為をしてはならない。

- 一 承認外の施設、付帯設備又は備付器具を利用すること。
- 二 定められた場所以外で火気を使用すること。
- 三 無断で設備その他の現状を変更すること。
- 四 その他管理上支障があると認められる行為をすること。

( 損害賠償の手続 )

第十二条 利用者は、施設若しくは付帯設備等をき損し、又は滅失したときは、直ちに区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の届出を受けたときは、調査のうえ、現物賠償又は賠償額を決定する。

3 利用者は、前項の決定を受けたときは、直ちに区長に対して現物を賠償し、又は賠償額を支払わなければならない。

( 係員の指示 )

第十三条 利用者又は入場者は、その利用又は入場について、係員の指示を守らなければならない。

( 指定申請書の提出等 )

第十四条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第十七条第二項に規定する事業計画書及び次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 水辺のスポーツガーデンの管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書

二 法人の定款

三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支計算書及び前事業年度の決算報告書

四 法人の事業経歴及び概要

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

( 様式 )

第十五条 この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

( 委任 )

第十六条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十四条及び第十五条の規定は、公布の日から施行する。

付 則 ( 平成二六年三月二〇日規則第一七号 )

( 施行期日 )

1 この規則は、平成二十六年四月一日 ( 以下「施行日」という。 ) から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則による改正後の江戸川区水辺のスポーツガーデン条例施行規則別表第一の規定は、施

行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表第一（第五条関係）

一 付帯設備利用料金

設備名	種別	単位時間	利用料金
夜間照明設備	少年野球・ソフトボール場	一時間	一、〇三〇円
	テニスコート		三一〇円
	テニス・フットサルコート		
	多目的広場		一、〇三〇円
	ローラーコート		一、〇三〇円
駐車場	小型車・普通車		最初の一時間 二〇〇円 以後 一〇〇円

備考

- 一 第四条の規定にかかわらず、駐車場の利用時間は、午前零時から午後十二時までとすることができる。
- 二 一時間に満たない時間は、これを一時間とする。

二 付帯設備利用料金

設備名	単位	利用料金
横断幕	一件（各一枚一日）	一〇、二九〇円
記念品等販売出店区画料	一区画一日（間口五・四メートル×奥行き三・六メートル以内）	二、〇六〇円

備考 横断幕について、極端に大きなもの及び美観を損ねると認められるものについては、掲出を認めないものとする。

三 付帯設備利用料金

設備名	単位	利用料金	備考
電源料	一キロワットまで	二五〇円	一キロワットを超え、一キロワット増すごとに二五〇円

備考 利用一回につき四時間までごとの利用料金とする。

四 備付器具利用料金

器具名	単位時間	利用料金
ゴールネット（フットサル用）	一時間	二一〇円

一部改正〔平成二六年規則一七号〕